

平成30年第4回（5月）臨時会

# 東伊豆町議会同議録

平成30年 5月8日 開会

平成30年 5月8日 閉会

東伊豆町議会

## 平成30年第4回東伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (5月8日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例等の一部を改正する条例）	6
○議案第34号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）	9
○常任委員会補欠委員の選任について	12
○伊豆斎場組合議会議員の補欠選挙	12
○閉会の宣告	13
○署名議員	15

## 平成30年第4回東伊豆町議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年5月8日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)  
日程第 5 議案第34号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 6 常任委員会補欠委員の選任について  
日程第 7 伊豆斎場組合議会議員の補欠選挙

---

### 出席議員(12名)

1番	笠井政明君	2番	稲葉義仁君
3番	栗原京子君	5番	西塚孝男君
6番	内山愼一君	7番	飯田桂司君
8番	須佐衛君	10番	藤井廣明君
11番	森田禮治君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木忠一君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	遠藤一司君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	齋藤匠君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君

農林水産課長	鈴木伸和君	農林水産課参事	梅原巧君
商工観光課長	森田七徳君	建設課長	桑原建美君
防災課長	竹内茂君	会計課長兼 会計管理	正木三郎君
教育委員会 教務局長	坂田辰徳君	水道課長	石井尚徳君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

---

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（飯田桂司君） 皆さん、おはようございます。

開会前に御報告します。

当局側から説明員の配置の変更申し出があり、これを許可しました。変更後の議場配置図もお配りしておりますので、御確認願います。

また、4月1日付の人事異動にて役職がかわりました管理職の方々の紹介をいたします。

管理職の皆様は、名前を呼びますので、御起立ください。

まず、建設課長、桑原建美君。

○建設課長（桑原建美君） よろしく願います。

○議長（飯田桂司君） 農林水産課参事、梅原 巧君。

○農林水産課参事（梅原 巧君） よろしく願います。

○議長（飯田桂司君） 議会事務局長、山田義則君。

○議会事務局長（山田義則君） よろしく願います。

○議長（飯田桂司君） 以上でございます。

それでは、改めまして皆様、おはようございます。

平成30年東伊豆町議会第4回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会には専決処分に関する承認案、一般会計補正予算案が上程されております。議会からは常任委員会補欠委員の選任、伊豆斎場組合議会議員の補欠選挙について、それぞれ御審議をお願いいたします。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げます。開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成30年東伊豆町議会第4回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎町長挨拶

○議長（飯田桂司君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

風薫る新緑の季節を迎えました。

平成30年第4回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の大型連休は天候にも恵まれ、絶好の行楽日和となりました。大手旅行会社の旅行動向見通しでは、国内と海外を合わせた旅行者数は過去最高になるとの予測がされており、さらに4月17日には伊豆半島が世界ジオパークに認定され、追い風を期待する声とともに、根強い近場の旅行需要に加えて、企業の賃上げや働き方改革もプラスに働いているとの見方をされておりました。

そのような中、気になる当町の状況ではございますが、大型連休中の宿泊状況につきましては、ほぼ前年並みとなった模様であります。長期休暇がとりやすい休日の配列の中、4連休となった後半に来遊客が集中いたしました。さらに、町内観光施設の来場者数は、各施設とも前年を上回る盛況ぶりとなりました。

さて、本日の臨時会は、先般の議会全員協議会でも御説明申し上げたとおり、稲取漁港の農林水産物直売所整備事業につきましては、事業主体を伊豆漁業協同組合に変更し、名称を稲取漁港直売所として、町の計画をそのまま引き継いでいただき、国及び県の助成を受けて事業実施することが可能となりました。

なお、伊豆漁業協同組合では、去る4月26日の理事会において正式に事業実施の意思決定がなされたとの報告をいただいたとのごことでございます。

5月を迎え、過ごしやすい季節とはいえ、町民並びに議員各位におかれましては、何とぞ御無理をなさいませぬよう健康に御留意いただき、御活躍を御祈念申し上げまして、臨時会開会での挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君） これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議事日程に従い議事を進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田桂司君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、鈴木議員、13番、定居議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（飯田桂司君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（飯田桂司君） 日程第3 諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

なお、議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。  
会議資料については、議員控室に置きますので、ごらんいただきたいと思ひます。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 専決承認第2号 専決処分の承認を求むることについて（東伊豆町税  
賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（飯田桂司君） 日程第4 専決承認第2号 専決処分の承認を求むることについて  
（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第2号 専決処分の承認を求むること  
について、提案理由を申し上げます。

平成30年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月28日に可  
決・成立し、同年3月31日に公布、4月1日から施行されることに伴い、東伊豆町税賦課徴  
収条例等の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づ  
き、3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これ  
を報告し、承認を求むるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた  
します。

○議長（飯田桂司君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいま提案されました専決承認第2号 専決処分の  
承認を求むることについて御説明いたします。

平成30年度地方税の税制改正におきましては、町民税関係、固定資産税関係及び町たばこ  
税関係につきまして、それぞれ制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例  
等の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。

お手元の専決承認第2号の2枚目、資料をごらんください。



1 点目、町民税関係の（１）給与所得控除等から基礎控除への振りかえに伴う条文整備につきましては、地方税法等の改正により、給与所得控除及び公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられ、控除額が43万円となることから、関係する条文の整備を図る内容でございます。

次に、（２）基礎控除の見直しに伴う条文整備につきましては、合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除について、控除額が通減・消失する仕組みが設けられたことから、関係する条文の整備を図る内容でございます。

合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合は、控除額が29万円となり、2,450万円を超え2,500万円以下の場合は、控除額が15万円となります。なお、2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用がなくなることとなります。

2 点目、固定資産税関係の（１）土地に係る負担調整措置の適用期限延長に関する条文整備につきましては、従前より講じられております土地に係る価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置について、現行の仕組みが平成30年度から平成32年度までの3年間継続されることから、関係する条文の整備を図る内容でございます。

商業地等の宅地において、負担水準が70%を超える場合は、評価額の70%が課税標準額となり、60%を超え70%以下の場合は、前年度の課税標準額に据え置くこととなります。また、60%未満の場合は、評価額の5%を前年度の課税標準額に加えて算出した額が課税標準額となります。

なお、求められる額が評価額の60%を超える場合は、評価額の60%が、20%を下回る場合は、評価額の20%が課税標準額となります。

続きまして、（２）新築住宅に係る税額減額措置の適用期限延長に関する条文整備につきましては、平成30年3月31日までに新築された住宅に講じられております特例措置が2年間延長され、平成32年3月31日までに新築された住宅が適用対象となることから、関係する条文の整備を図る内容でございます。

一般住宅では最初の3年度分、3階建て以上の耐火構造住宅では最初の5年度分、居住部分に係る床面積120平方メートル相当分を上限に、固定資産税額の2分の1を減額することとなります。

3 点目、町たばこ税関係の（１）町たばこ税の税率の見直しに関する条文整備につきましては、近年、紙巻きたばこの販売数量の減少幅が拡大しており、今後のたばこ税収は大きく減少することが見込まれる状況にあることや、高齢化の進展による社会保障費の増加等もあ

る中で、引き続き国、地方で厳しい財政状況にあることを踏まえ、たばこ税の負担水準が見直されることから、関係する条文の整備を図る内容でございます。

税率の引き上げは3回に分けて段階的に実施することとなり、1,000本当たり現行の5,262円から、平成30年10月1日には5,692円に、平成32年10月1日には6,122円に、平成33年10月1日には6,552円にそれぞれ430円の引き上げとなります。

紙巻きたばこ3級品に係る特例税率の廃止に伴う経過措置として、平成31年4月1日に行うこととされている税率の引き上げを同年10月1日に延期することとし、1,000本当たり現行の4,000円を平成31年9月30日まで適用することとなります。

次に、(2)加熱式たばこの課税方式の見直しに関する条文整備につきましては、紙巻きたばこの代替性が極めて高く、税負担の低い加熱式たばこの販売量が近年急速に増加する状況にあり、課税方式を現行の換算方法から段階的に加熱式たばこの製品特性を踏まえた換算方法に移行することとされたことから、関係する条文の整備を図る内容でございます。

現行換算本数は、加熱式たばこの製造重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算しておりますが、改正後の換算本数は、重量及び価格から、紙巻きたばこに換算した本数の合計数となります。

重量は、溶液部分を含む加熱式たばこ0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本とし、価格は加熱式たばこの小売定価に相当する金額の紙巻きたばこ1本の金額に相当する金額をもって紙巻きたばこ0.5本に換算、すなわち加熱式たばこが価格面で紙巻きたばこ何本に相当するかを換算し、この合計数となります。

4点目、その他の(1)としまして、地方税法の改正を受け、同法との整合性を保つための条文整備を行っており、大法人の法人町民税等に係る電子申告の義務化、法人町民税の延滞金等の取り扱いに関する読みかえなどの規定を改めたところでございます。

また、固定資産税等の課税標準の特例といたしまして、新たに津波避難施設の用に供する指定避難施設等が追加されたところですが、当町には対象となる施設が存在しないことから、参酌基準に基づいた割合を定めることとしております。

次に、(2)といたしまして、10万円以上の金額について、字句の統一を図ることといたします。

最後に、施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行します。ただし、町民税関係の規定の一部は、平成31年1月1日、平成32年4月1日及び平成33年1月1日から、固定資産税関係の規定の一部は、平成31年4月1日から、町たばこ税関係の規定の一部は、平成

30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日及び平成34年10月1日から施行するということで、以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第5 議案第34号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）

○議長（飯田桂司君） 日程第5 議案第34号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第34号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,967万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を50億7,967万4,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、伊豆漁業協同組合が実施する稲取漁港直売所の整備事業に対する国・県補助金を間接補助として交付するため、予算措置するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました議案第34号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について、概要を御説明いたします。

平成30年度東伊豆町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。  
歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,967万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,967万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目農林水産業費国庫補助金、補正前の金額に8,548万2,000円を追加し、8,788万3,000円といたします。

3節水産業費補助金、細節1浜の活力再生交付金8,548万2,000円の増は、今回の補正予算の歳出に計上しております伊豆漁業協同組合へ交付することとなる水産業振興総合振興事業費補助金に対する国庫補助金の増額措置であります。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正前の金額に3,419万2,000円を追加し、4,152万5,000円といたします。

5節水産業費補助金、細節1水産業振興総合推進事業費補助金3,419万2,000円の増につきましても、国庫補助と同じく、歳出の水産業振興総合振興事業費補助金に対する県補助金の増額措置であります。

7ページ、8ページをごらん願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

5款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、補正前の金額に1億1,967万4,000円を追加し、1億2,436万2,000円といたします。

事業コード1 水産振興事業、19節負担金補助及び交付金、細節11水産業振興総合推進事業費補助金 1億1,967万4,000円の増につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました国・県補助金を伊豆漁業協同組合に交付するため、補助金を増額措置するものであります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額49億6,000万円に1億1,967万4,000円を追加し、50億7,967万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額49億6,000万円に1億1,967万4,000円を追加し、50億7,967万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、全額特定財源である国・県支出金といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第34号 平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第6 常任委員会補欠委員の選任について

○議長（飯田桂司君） 日程第6 常任委員会補欠委員の選任を行います。

東伊豆町議会委員会条例第2条第2項で文教厚生常任委員会の委員定数は6人と規定されております。村木前議員の辞職に伴い、現在の委員数は5人で、定数に1名足りていない状況であることから、補欠委員の1名の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっております。

文教厚生常任委員会の補欠委員に8番、須佐議員を指名したいと思います。

お諮りします。8番、須佐議員を文教厚生常任委員会の委員に指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、8番、須佐議員を文教厚生常任委員会の委員に指名することに決定しました。

---

### ◎日程第7 伊豆斎場組合議会議員の補欠選挙

○議長（飯田桂司君） 日程第7 伊豆斎場組合議会議員の補欠選挙を行います。

伊豆斎場組合同約第5条により、各市町から組合議会議員を2名選出することとなっております。

村木前議員の辞職に伴い、現在、当町選出の組合議会議員は10番、藤井議員のみとなっていることから、伊豆斎場組合同約第8条により、補欠選挙を行うこととします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊豆斎場組合議会議員に8番、須佐議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました8番、須佐議員を伊豆斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました8番、須佐議員が伊豆斎場組合議会議員に当選されました。

当選されました須佐議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（飯田桂司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年東伊豆町議会第4回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 9時55分